

5章 バリアフリー化のための事業の実施

5-1 事業実施の基本的な考え方

(1) 特定事業の実施方針

沖縄県では、平成 17 年 3 月に「沖縄県ユニバーサルデザイン推進指針」として、沖縄県内におけるユニバーサルデザインの考え方が示されています。

本構想においても、「すべての人が暮らしやすく、過ごしやすい社会」の実現を目指し、ユニバーサルデザインの「すべての人のために」という視点を考慮して、市全体のバリアフリーを目指します。

したがって、事業実施にあたっては、「沖縄県ユニバーサルデザイン推進指針」で示されている「分野別推進の方向」と整合を図りながら、バリアフリー新法に基づく移動円滑化基準に基づいて実施するものとします。

整合を図るべき「分野別推進の方向」は以下のとおりです。

■ 分野別推進の方向（まちづくり部分抜粋）

公共建築物・施設	<ul style="list-style-type: none">➤ 基準の達成だけでなく、利用者のニーズにも応えられるように取り組む。➤ 設置者（設置主体に関係なく）も利用者も皆、ユニバーサルデザインを理解し、よりよいまちづくりを推進していくため、共通の整備指針を作成する。ユニバーサルデザインの考え方を整理し、どのような建築物、施設でも区別なく導入できる手法を検討する。➤ 店舗など民間の建築物、施設において、新設の場合は設計・計画の段階でユニバーサルデザインの導入を検討してもらう。また、既設のものは改築時のバリアフリー化を検討してもらう。➤ 予算の範囲内で利用者のニーズにできるだけ応えられるよう（ニーズ）を調整する。
交通機関（道路含む）	<ul style="list-style-type: none">➤ 既存の施設、車両などのバリアフリー化を進め、新規についてはユニバーサルデザインの導入を検討する。➤ 交通バリアフリー法等の基準の達成も重要であるが、それだけではなく、利用者のニーズに応えることを目的として施策に取り組む。➤ 道路へのユニバーサルデザイン導入については、国、県、市町村など各管理主体が連携し、利用しやすさ等に差のない道路を目指す。➤ 視認性の高い、分かりやすく、親しみのもてる道路案内標識の設定等の情報提供を充実させる。➤ 車両だけでなく、安全で快適な歩行空間の整備に努める。➤ 来県者（旅行者・外国人等）への情報提供を充実させる。

資料：沖縄県ユニバーサルデザイン推進指針

また、本構想で設定する特定事業は移動円滑化基準に基づいて実施するものとし、本構想における特定事業の主な事業内容は次頁のとおりです。

■ 特定事業の主な事業内容

特定事業分類	主な事業内容	
公共交通 特定事業	バス	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス（車椅子対応バス）、ノンステップバスの導入 ・重点整備地区へのアクセス確保 ・点字・音声案内機能を含めた時刻案内板の設置
	旅客 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口から乗降口まで移動等円滑化された経路の確保 ・既設トイレのユニバーサルデザイン化（手すりの設置、車椅子スペースの確保、片手で利用できるトイレトーパーホルダーの設置など） ・だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）または障がい者用トイレの設置、増設 ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置、改善（途切れや配置など） ・運行情報提供設備の設置・改善（視覚障がい者用音声機能の付加など） ・円滑に利用できるエントランス、待合所の検討
道路 特定事業	道路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の 신설、拡幅、改善（段差、傾斜、側溝・グレーチングの補修など） ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置、改善（ブロック補修や配置検討など） ・障害物（植栽・電柱等）の移設、撤去、形状変更 ・休憩施設（ベンチ等）の設置 ・定期的な道路パトロールによる問題箇所の早期発見 ・道路、歩道状況（工事情報や整備状況等）の情報発信の検討
建築物 特定事業	廊下 出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場から出入り口まで移動等円滑化された経路の確保 ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置、改善（途切れや配置など） ・手すりの設置 ・ドアの開閉の利便性向上（自動ドア化など） ・出入口スロープの設置・改善（でこぼこ、急勾配の改善など）
	案内	<ul style="list-style-type: none"> ・点字・音声案内機能を含めた施設案内板の設置・改善（ユニバーサルデザイン化されたエレベーター、トイレ位置の表示追加など）
	昇降 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの設置、改善（延長ボタン、緊急ボタンの設置、車椅子転回スペースの確保） ・エスカレーター ・階段手すりの設置 ・階段踏み面先端の改善
	トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・既設トイレのユニバーサルデザイン化（手すりの設置、車椅子転回スペースの確保、片手で利用できるトイレトーパーホルダーの設置など） ・だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）または障がい者用トイレの設置、増設
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者用駐車場の設置、増設 ・アクセス路を考慮した配置検討
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・職員（社員）による手助けや介助体制の充実 ・手話対応および、筆談器による対応の充実
都市公園 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の改善（段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、手すりの設置など） ・休憩施設の充実（四阿、ベンチの設置など） ・点字・音声案内を含む施設案内板等の設置 ・既設トイレのユニバーサルデザイン化（手すりの設置、車椅子スペースの確保、片手で利用できるトイレトーパーホルダーの設置など） ・だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）または障がい者用トイレの設置、増設 	
交通安全 特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・音響機能付加装置等の設置 ・待ち時間表示カウンタの設置 ・歩行者用青時間の確保 ・バス停付近や歩道、視覚障がい者誘導用ブロック上の駐停車車両等の取り締まり強化 ・広報、啓発の実施 	
その他事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の駐車マナー向上の対策 ・HP、広報誌による普及・啓発 ・バリアフリーマップの作成 ・小学校等におけるバリアフリー教室の実施 	

(2) 整備目標時期

重点整備地区において取り組む特定事業について、整備目標時期は、以下のとおりです。なお、特定事業の事業主体が民間事業者となる場合は、整備目標時期の設定ができないため、整備目標時期を市からバリアフリー化を働きかける時期として置き換え、それらの特定事業については、すべて短期として位置づけます。

整備時期	整備目標年次
短期	平成 25 年～3 年程度
中期	平成 25 年～5 年程度
長期	平成 25 年～10 年程度

(3) 特定事業実施にあたっての留意点

本構想で設定した特定事業は、あくまで調査段階での問題点を整理した結果から設定しているため、事業実施時には状況が変化していることも考えられます。したがって、特定事業実施時には、改めて現状を把握したうえで、事業の実効性を判断し、精査した内容で事業計画を作成することとします。

5-2 特定事業およびその他事業の実施

(1) 公共交通特定事業

事業箇所	主な事業内容	事業時期			事業主体
		短期	中期	長期	
重点整備地区全域	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス（車椅子対応バス）、ノンステップバス導入の検討 ・重点整備地区主要施設を結ぶバスルートの整備 	○	○	○	市、宮古協栄バス合資会社、株式会社八千代バス・タクシー
宮古空港ターミナル	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口から乗降口まで移動等円滑化された経路の確保 ・既設トイレのユニバーサルデザイン化 ・だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）または障がい者用トイレの増設 ・視覚障がい者誘導用ブロックの改善 ・運行情報提供設備の改善（視覚障がい者用音声機能の付加など） ・円滑に利用できるエントランス、待合所の検討 ・車椅子利用者に配慮した台の高さの検討（受付、AED、公衆電話等） 	○			宮古空港ターミナル株式会社

(2) 道路特定事業

事業箇所	主な事業内容	事業時期			事業主体
		短期	中期	長期	
すべての生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な道路パトロールによる問題箇所の早期発見 ・道路、歩道状況（工事情報や整備状況等）の情報発信の検討 	○			宮古島市
経路① 西環状線 (国道390号)	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 			○	国(沖縄県)
経路② 中央縦線	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩施設（ベンチ等）の設置 ・歩道の改修（傾斜） 			○	宮古島市
経路③ 下里通り線	<ul style="list-style-type: none"> ・道路移動円滑化基準に則った都市計画道路の整備 			○	宮古島市
経路④ 市場通り線 (県道高野西里線)	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者誘導用ブロックの改善（ブロック色の明るさ向上） 			○	沖縄県
経路⑤ 大原線	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の改修（段差、傾斜、舗装） ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 		○		宮古島市
経路⑥ 西里通り線	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩施設（ベンチ等）の設置 ・歩道の 신설、拡幅、改修（段差、側溝・グレーチングの穴） ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・障害物（植栽・電柱等）の移設、撤去 			○	宮古島市

事業箇所	主な事業内容	事業時期			事業主体
		短期	中期	長期	
経路⑦ 久松線 (県道平良久松港線)	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の改修（段差、傾斜） 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 			○	沖縄県
経路⑧ 下里通り線 (県道平良新里線)	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者誘導用ブロックの改善（ブロック色の明るさ向上） 			○	沖縄県
経路⑩ 市道 (中央通り線)	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の拡幅・改修（段差、側溝・グレーチングの穴） 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 障害物（植栽・電柱等）の移設、撤去 			○	宮古島市
経路⑪ 中央縦線	<ul style="list-style-type: none"> 休憩施設（ベンチ等）の設置 歩道の改修（段差、傾斜、側溝・グレーチングの穴） 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 障害物（植栽・電柱等）の移設、撤去 			○	宮古島市
経路⑫ 市道	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の 신설 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 			○	宮古島市
経路⑬ マクラム通り線 (県道高野西里線)	<ul style="list-style-type: none"> 道路移動円滑化基準に則った都市計画道路の整備 			○	沖縄県
経路⑭ 平良保良線 (主要地方道平良城辺線)	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の拡幅、改修（段差） 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 			○	沖縄県
経路⑮ 大道線	<ul style="list-style-type: none"> 道路移動円滑化基準に則った都市計画道路の整備 	○			宮古島市
経路⑯ 空港線 (主要地方道平良城辺線)	<ul style="list-style-type: none"> 休憩施設（ベンチ等）の設置 			○	沖縄県
経路⑰ 市道	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の拡幅 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 	○			宮古島市
経路⑱ 西環状線 (国道 390 号)	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 			○	国(沖縄県)
経路⑲ 市道	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の 신설 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 			○	宮古島市

(3) 建築物特定事業

事業箇所	主な事業内容	事業時期			事業主体
		短期	中期	長期	
すべての生活関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・既設トイレのユニバーサルデザイン化 ・職員による手助けや介助体制の充実 ・手話対応および、筆談器による対応の充実・点字 ・音声案内機能を含めた施設案内板の設置・改善 	○			
宮古島市役所	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口スロープの改善（幅、傾斜、凸凹） ・出入口ドアの自動化 ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・エレベーターの増設検討、改善（延長ボタン・緊急用ボタンの設置、鏡の設置、車椅子転回スペースの確保） ・車椅子利用者に配慮した台の高さの検討（受付、AED、公衆電話等） ・だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）または障がい者用トイレの増設 ・駐車場への誘導係の配置 	○	○		宮古島市
平良図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・ドアの自動化 ・点字・音声案内機能を含めた施設案内板の設置 ・エレベーターの設置 ・だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）または障がい者用トイレの設置 ・障がい者用駐車場の設置 			○	宮古島市
マティダ市民劇場	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場から出入口までのアクセス路の改善 ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・点字・音声案内機能を含めた施設案内板の設置 ・エレベーターの設置 	○	○		宮古島市
宮古島市中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場から出入口までのアクセス路の改善 ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・障がい者用駐車場の設置 			○	宮古島市
宮古島市働く婦人の家	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・出入口スロープの改善（でこぼこ） ・障がい者用駐車場の設置 	○	○		宮古島市
平良保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・出入口スロープの設置 ・障がい者用駐車場の設置 	○	○		宮古島市
公設市場	<ul style="list-style-type: none"> ・階段手すりの設置 	○	○		宮古島市
平良老人福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・出入口スロープの設置・改善（でこぼこ、急勾配の改善など） ・だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）または障がい者用トイレの設置 ・障がい者用駐車場の設置 	○	○		宮古島市

事業箇所	主な事業内容	事業時期			事業主体
		短期	中期	長期	
宮古郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口スロープの改善（スロープ幅） ・だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）または障がい者用トイレの設置 ・障がい者用駐車場の設置 	○	○		日本郵政株式会社
西里郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）または障がい者用トイレの設置 ・障がい者用駐車場の設置 	○	○		日本郵政株式会社
平良下里郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場から出入口までのアクセス路の改善 ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・手すりの設置 ・出入口スロープの改善（スロープ幅） ・だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）または障がい者用トイレの設置 ・障がい者用駐車場の設置 	○	○		日本郵政株式会社
琉球銀行宮古支店	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）または障がい者用トイレの設置 	○	○		株式会社琉球銀行
沖縄海邦銀行宮古支部	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）または障がい者用トイレの設置 ・障がい者用駐車場の設置 	○	○		株式会社沖縄海邦銀行
沖縄銀行宮古支店	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）または障がい者用トイレの設置 	○	○		株式会社沖縄銀行
サンエーオリタ食品館	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場から出入り口まで移動等円滑化された経路の確保 ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・出入口スロープの改善（スロープ幅） ・だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）または障がい者用トイレの設置 ・障がい者用駐車場の設置、増設 	○	○		株式会社サンエー
サンエーカママヒルズ	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）または障がい者用トイレの設置 ・障がい者用駐車場の設置 	○	○		株式会社サンエー
新宮古病院	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化基準に則った施設建設 	○			県

(4) 交通安全特定事業

事業箇所	主な事業内容	事業時期			事業主体
		短期	中期	長期	
すべての生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標識・標示の視認性の確保 ・ 違法駐車取締りの強化 ・ 違法駐車防止等の広報・啓発活動の実施 ・ 交通規制の実施 	○			公安委員会
重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路（東里交差点、新宮古病院前交差点、北給油所前交差点、市役所前交差点、サンエーカママビルズ前交差点等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音響機能付加装置等の設置 ・ 待ち時間表示カウンタの設置 	○			公安委員会
経路⑤、⑦ 新宮古病院前交差点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者用青時間の延長検討 	○			公安委員会

(5) 都市公園特定事業

事業箇所	主な事業内容	事業時期			事業主体
		短期	中期	長期	
カママ嶺公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口の改善（段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、手すりの設置など） ・ 休憩施設（四阿、ベンチなど）の設置 ・ 既設トイレのユニバーサルデザイン化 ・ だれもが円滑に利用できるトイレ（多機能トイレ）または障がい者用トイレの設置 	○	○		宮古島市

(6) その他事業

事業箇所	主な事業内容	事業時期			事業主体
		短期	中期	長期	
重点整備地区全域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心のバリアフリーの実施（p.101 参照） 	○	○	○	市
商店街 〔西里通り〕 〔下里通り〕 〔市場通り〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ はみ出し看板・商品の撤去 ・ 店舗へのスロープ設置に対する補助の検討 ・ 歩行者天国導入の検討 ・ 公共駐車場整備の検討 	○	○		市
平良港ターミナル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物から乗入れデッキへのスロープの改善（勾配、でこぼこ） ・ 既設トイレのユニバーサルデザイン化 ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・ 視覚障がい者、聴覚障がい者に対応した運行情報提供設備の設置 ・ 円滑に利用できるエントランス、待合所の検討 ・ エレベーターの設置 	○	○		宮古島マリンターミナル株式会社
災害時福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話対応及び、筆談器による対応の充実 ・ 場所を明確にできるよう、点字・音声案内を含む施設案内板等の設置 ・ 職員（社員）による手助けや介助体制の充実 	○	○		福祉事業所

6章 市全体のバリアフリー化の実現に向けて

6-1 協議会による継続的なバリアフリーの推進

本構想策定後は、PDCA（plan：計画→do：実行→check：評価→action：改善）サイクルに基づいて、バリアフリー化事業を推進していくこととし、市全体のバリアフリー化の実現に向けて、協議会を継続し、地区の特定事業の進捗確認を行うとともに、本市全体及び重点整備地区における事業進捗並びに整備後のモニタリングを実施します。また、管轄の違いによるバリアフリー上の問題発生（管轄の違う道路の接続部における段差など）を解消するため、国・県・市・特定事業者同士の事業の整合を図るなど、モニタリング結果を踏まえた事業推進のための助言等を関係事業者等に対して行っていきます。

また、移動円滑化基準に適合した施設整備または改修であっても、細かい配置や使い勝手など、施設を実際に利用する当事者にしか分からない問題が発生する可能性もあります。したがって、協議会が中心となって、可能な限り当事者が設計段階に関われるような事業計画体制を確立します。

6-2 心のバリアフリーの取り組み

ワークショップやまち歩きにおいて障がい者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、幅広い市民参加による各種の啓発・広報活動及び児童生徒や社会人などを対象に様々な機会を活用した幅広い教育活動を推進します。

今後取り組むべき、具体的な心のバリアフリーの取り組みは以下のとおりです。

■ 具体的な心のバリアフリー取り組み内容

取り組み項目	取り組み内容
パンフレットの作成・配布	バリアフリー情報の提供や移動に困っている方への接し方、介助の仕方等の周知、放置自転車や路上占有物が障害物となっていることへの理解を深めることを目的として、パンフレットやポスター等を作成し、小学校などへ配布します。
バリアフリー関連情報の提供	本市や公共交通事業者等のホームページ、市の広報等を活用した、市のバリアフリー化の状況報告、放置自転車や路上占有物をなくすことを目的として、市HPや広報誌を利用したPR等を実施します。
情報交換、交流機会の創出	情報交換会等、意見交換や交流機会の場を創出します
バリアフリーマップの作成	本市、公共交通事業者、通り会、市民等の連携によって、店舗や周辺道路のバリアフリー化の状況を示したバリアフリーマップを作成し、市民や観光客等へ配布します。
地域活動の支援	自治会やNPO、障がい者団体等の独自の点検など、バリアフリー化に向けた地域の活動を支援します。
バリアフリー教室等の実施	市内の児童や学生、市民や各事業者等に向けて、広く様々な方に車いす等を実際に体験し、移動に制約を受ける状況や支援の必要性について理解を深めることを目的として、バリアフリー教室等を実施します。
まち歩き点検等の実施	車いす体験等の疑似体験を含む、一般市民参加によるまち歩き点検調査等を継続して実施します。
放置自転車、占有物等の指導、取締り	本市、公共交通事業者、通り会、市民等が連携を図り、商品、看板等の路上占有物、放置自転車の実態の把握と防止を目的として、定期的に点検を実施するとともに、それらに対する指導、または撤去等の取締りを実施します。

6-3 重点整備地区以外の地区での取り組み

今後、観光客の増加が見込まれる本市においては、拠点となるような多くの観光客が集まる観光地においても、バリアフリー化施策の展開が必要です。

旅行者を迎える観光地側として、旅行者の立場に立って、ユニバーサルデザインの考え方に基づく施策を展開していくことで、観光まちづくりの活性化にもつながります。

「観光のユニバーサルデザイン化 手引書」（国土交通省総合政策局）においても、「観光のユニバーサルデザイン化に取り組むことは、新たな観光需要となる可能性がある」とが示されており、*「ユニバーサルデザインの7原則」に基づいて、観光のユニバーサルデザインに活かす要素と旅行者の効用を以下のように示しています。

*「ユニバーサルデザインの7原則」…「公平性」「安全性」「柔軟性」「省体力」「単純性」「スペース確保」「わかりやすさ」の7原則

■ 観光のユニバーサルデザインに活かす要素と旅行者の効用

考え方	①公平性	すべての旅行者は、公平に旅行参加の機会がある
	②多様性	多様な旅行者の状態や要望に合わせて、いろいろな選択肢が準備されている
	③柔軟性	旅行者の要望に合わせて、臨機応変に柔軟な対応を工夫する
	④安心性	旅行者の要望を的確に把握し、旅行者が精神的余裕をもって接することのできる技能をもつ
機能	⑤連続性	旅行者への移動サービスや人によるサービスが途中で途切れたり、なくなったりしない
	⑥理解のしやすさ	旅行者への適切な情報提供を行い、用意に判断できる情報内容に心がける
	⑦価格合理性	旅行者の利便性の増進と旅行内容に応じた価格を設定する
	⑧安全性	災害時、緊急時の救援体制や医療体制の整備を行う
	⑨空間的余裕確保	旅行者の必要とするスペースを確保する
効用	⑩旅の感動	旅行先での観光体験から旅の感動を得る
	⑪五感による楽しみ	視覚、触覚、味覚、嗅覚、聴覚の五感から楽しみを得る
	⑫時間的余裕	時間的ゆとりをもって、ゆっくり旅を楽しむ

資料：観光のユニバーサルデザイン化 手引書

宮古島市バリアフリー基本構想

平成 25 年 3 月

宮古島市建設部都市計画課
宮古島市下地字上地 472-39

電話 : 0980-76-6507

FAX : 0980-76-2444